受益者分担金制度について

資料1

１　受益者分担金

市街化調整区域における下水道整備については、汚水整備の方針に基づき

2021年度から2030年度までの10年間を第１期として整備を行い、2031年度

以降の第２期整備については、第１期の整備を進める中で社会情勢や経営状況等の変化に応じ検討、見直しを行います。

このように市街化調整区域の整備には長い年月と多額の費用がかかります。

下水道整備は、その整備により利便性が向上する者が明らかなため、事業費の一部を負担していただく受益者分担金制度が必要となります。

２　受益者分担金の額について

(1)工事費に対する負担率

　整備事業費の１／４　（これまでの受益者負担金と同様）

※　国の下水道財政研究委員会の第1次委員会（昭和３６年３月）の中で「賦課額は事業費の1/3から1/5程度とする」との提言があり、厚木市は中間値の1/4を採用

(2) 単位分担金

　ア 算出式

|  |
| --- |
| 整備費事業×1/4（負担割合）÷整備面積＝単位分担金 |

　イ 分担金単価の目安

|  |  |
| --- | --- |
| 事業費 | 約3,200百万円～4,500百万円 |
| 面積 | 約100ha |
| 参考単価 | 約800円/㎡～1,100円/㎡ |

(3) 受益者分担金額

　　　　単位分担金（円/㎡）×土地の面積（土地登記簿）＝受益者分担金額

３　金額の目安

(1) 直近の工事費より（愛名促進区域の開削３工事）

工事契約額×1/4÷整備面積＝846円/㎡

(2) 近年の負担金・分担金の事例（関東）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 自治体 | 年月日 | 区分 | 負担区名 | 単価（㎡） |
| 松戸市 | H26.4.1 | 分担金 | 市街化調整区域 | 1,000円 |
| 流山市 | H27.4.1 | 受益者負担金 | 第３負担区 | 1,000円 |
| 所沢市 | H27.4.1 | 受益者負担金 | 第７負担区 | 1,030円 |
| 柏市 | H28.4.1 | 分担金 | 第１分担区 | 1,050円 |

(3) 近隣市の受益者分担金の事例

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 市町名 | 条例制定  年月日 | 分担金単価  （円/㎡） | 受益者負担金  （円/㎡） |
| 三浦市 | H9.4.3 | 56,700円～17,929,600円 | 分担金と同じ |
| 藤沢市 | H13.3.22 | 800 | 470 |
| 相模原市 | H13.12.25 | 490 | 270 |
| 綾瀬市 | H19.3.23 | 800 | 270 |
| 鎌倉市 | H22.12.27 | 818 | 166～233 |
| 海老名市 | H23.3.31 | 800  （上限240,000円） | 150～272 |

※三浦市は受益者負担金の設定にあたり、金額を明確にするため、水道（給水）メーターの口径に応じて算定しています。

※相模原市の受益者分担金算出式

汚水桝設置費用（1個）÷300㎡（汚水桝設置基準面積）＝490円/㎡

４　これまでの受益者負担金（市街化区域内）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 負担区の名称 | 設定年月日 | 単価　(円/㎡) |
| 厚木負担区 | S44.5.22 | 147円 |
| 第２負担区 | S50.6.25 | 260円 |
| 第３負担区 | S54.12.24 | 336円 |
| 第４負担区 | S60.3.28 | 372円 |
| 第５負担区 | S61.12.19 | 377円 |